

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報端末機の番号です

林業退職金共済制度（林退共）について

お知らせ

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主の方々が従業者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業者が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

1. 制度の特色

- ①掛金は税法上、法人においては損金、個人企業においては必要経費として扱われます。
- ②掛金の一部を国が補助します。
- ③雇用事業主が変わつても退職金は企業間を通算して計算されます

- ①共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください
②共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください

詳細については、最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

■お問い合わせ
独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

☎03-6731-2889

森林商工振興課

林業振興グループ

☎4-2511内線244

税のお知らせ
償却資産は申告が必要です

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分かれています。土地や家屋に

は登記制度があり、課税対象を把握できますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による義務があります。

令和3年1月1日時点

で町内に償却資産を所有

している人は、個人・法

人に関わらず確定申告と

は別に申告書を提出して

ください。前年度に申告

した人には、12月下旬に

申告書を送付いたします。

また、新規に事業を

開始した人などはお問い合わせください。

今般の改正により、これまで償却資産として固定資産税の対象であった農耕作業用トレーラーのうち、一部が軽自動車税（種別割）の対象となりました。（令和3年度課税対象）

農耕作業用トレーラー（マニユアスプレッダ（堆肥散布機）、スプレーヤ（薬剤散布機）、スプロールベーラー（集草機）、トレーラ（運搬車）等）が小型特殊自動車に該当する場合、トラクタやコンバインなどの乗用設備のある農耕用作業車と同様に公道走行の

運転免許証更新時講習 (1月7日から2月4日まで)

名寄文化センター会場

■違反運転者講習(2時間)

1月14日(木)19時
2月4日(木)14時

■初回更新者講習(2時間)

1月21日(木)14時

■一般運転者講習(1時間)

1月7日(木)14時
1月21日(木)17時30分
2月4日(木)17時30分

■優良運転者講習(30分)

1月7日(木)13時
1月14日(木)18時
2月4日(木)19時

下川交通防犯センター会場

■優良運転者講習(30分)

1月18日(月)13時

■お問い合わせ

付ください。

※軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

有無に関わらず、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、手続きが必要となります。

大型特殊自動車に該当するものは、引き続き固定資産税の対象となりますが、償却資産の申告が必要です。

新たに軽自動車税の登録の届出をした農耕作業用トレーラについては、償却資産と二重に申告するとのないようお気を付けてください。

税務・収納グループ

☎4-2511

内線113

★4-251103